

徳島県議会議員一般選挙美馬選挙区選挙長告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、令和五年四月九日
執行の徳島県議会議員一般選挙の美馬選挙区における投票は行わない。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙美馬選挙区選挙長 藤 川 忠 大